

## 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議（以下「関係者会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 関係者会議に参加する委員は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に定める構成員のほか、学識経験のある者その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、25人以内とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長の指名等)

第4条 教育長は、委員のうちから関係者会議の座長及び副座長を指名する。

2 座長は、関係者会議の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

### (招集)

第5条 関係者会議は、教育長が招集する。

### (庶務)

第6条 関係者会議の庶務は、教育委員会事務局指導部生徒指導課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、関係者会議の開催に必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月16日から施行する。

### (関係要綱の廃止)

2 京都市いじめ防止対策関係者会議開催要綱は廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。